

各 位

(公社)建設荷役車両安全技術協会  
高知県支部 事務局



クレーン機能を備えた車両系建設機械のクレーン部分に係わる  
定期自主検査者安全教育の実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

車両系の規定に基づき1年以内に1回、特自検および定期自主検査を行わなければならないことが、安全衛生法によって定められています。

当支部では、下記のとおり標題の安全教育を実施することと致しましたので貴事業場における該当者に受講して頂きますようご案内申し上げます。

記

1. 対象者 車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削及び解体）の  
特定自主検査資格を有している者
2. 講習予定日 **令和8年6月17日（水）** 午前8：50～
3. 場 所 高知県立地域職業訓練センター  
高知市布師田 3992-4 TEL：088-846-2300
4. 受講料 会員 8,800 円 会員外 8,800 円（いずれも消費税込）
5. 申込書 別添申込書（様式 61-B 号）を記入し、保有資格を証明する  
証明書または合格証の写しを添えて、メールまたは FAX に  
てお申し込みください
6. 申込先 〒780-0072 高知市杉井流 9－1 1  
(公社)建設荷役車両安全技術協会高知県支部  
TEL088-882-5025 FAX088-882-0837  
sacl39@mx1.alpha-web.ne.jp
7. 申込書期限 **令和8年 6月 4日（木）**

クレーン機能を備えた車両系建設機械のクレーン部分に係る  
定期自主検査者安全教育カリキュラム

〔令和8年6月17日（水）〕

科 目	範 囲	時 間
オリエンテーション	(受付 8:40~8:50)	8:50 ~ 9:00
移動式クレーン 定期自主検査の意義	クレーン機能を備えた車両系建設機械の 定期自主検査の目的及び検査者の役割	9:00 ~ 9:30
移動式クレーンの 上部旋回体、下部走行体 及びアウトリガの検査に 関する知識	モード切替スイッチ、キャブ又は キャノピー等の検査方法及び判定基準	9:30~ 10:00
移動式クレーンのフロ ントアタッチメントの 検査に関する知識	フックロックの検査方法及び判定基準	10:00 ~ 10:15
休 憩 (5分)		
移動式クレーンの 安全装置の検査に 関する知識	移動式クレーンの各種安全装置の 検査方法及び判定基準	10:20 ~ 11:20
移動式クレーンの荷重 試験の方法及び 各部給油一般の検査に 関する知識	つり上げ試験等、旋回試験等及び 走行試験による移動式クレーンの 能力に関する検査方法及び判定基準	11:20~ 12:05
関係法令及び災害事例	1 労働安全衛生法、同施行令、労働安全衛 生規則及びクレーン等安全規則のうち、移 動式クレーンの定期自主検査に係るもの 2 災害事例	12:05 ~ 12:35
計		3時間30分

閉 会 行 事	(修了証の交付)	~ 12:45
---------	----------	---------